

●香川県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年9月24日

香川県知事 池田豊人

1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和7年9月1日	セントケア看護小規模丸亀 丸亀市今津町342番地1	セントケア四国株式会社 高松市中新町11番地1

2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和7年9月1日	医療法人社団 岐山会 篠原記念病院	丸亀中府町五丁目12番11号
令和7年9月1日	医療法人社団 善紀クリニック	仲多度郡多度津町西浜11番30号
令和7年9月1日	医療法人社団 溝渕内科循環器クリニック	さぬき市津田町津田1048番地1
令和7年9月1日	医療法人 パール歯科クリニック	観音寺市南町五丁目5番7号
令和7年9月1日	ひだまり調剤薬局 大内店	東かがわ市三本松1785番地4
令和7年9月1日	有限会社松村薬局 さくら店	東かがわ市大谷800番地8
令和7年9月9日	永野内科医院	三豊市高瀬町下麻1383番地1